

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会  
次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会  
第6回ガス事業環境整備ワーキンググループ

日時 令和8年1月23日（金）10：00～11：48

場所 対面（別館2階 231会議室）／オンライン併用開催

## 1. 開会

○迫田ガス市場整備室長

00：16：03

定刻となりましたので、ただ今から総合資源エネルギー調査会次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会第6回ガス事業環境整備ワーキンググループを開催します。ガス市場整備室長の迫田でございます。委員およびオブザーバーの皆さまにおかれましては、ご多忙のところご参加いただき、誠にありがとうございます。

本日は、対面、オンライン併用のハイブリッド形式での開催となっております。またウェブ中継も行っており、そちらでの傍聴が可能となっております。なお、澁谷委員はオンラインでの途中参加の旨、ご連絡を頂いております。

それでは以降の議事進行は、山内座長にお願いいたします。

○山内座長

どうも、山内でございます。よろしくお願いたします。ガスワーキングですけれども、6回目ということでありまして、だんだんとこれから皆さまの意見集約に入りたいということでもありますけれども、議題が本日は2つでして、1つは今申し上げたようなガスシステム改革の検証に係るヒアリングの振り返りと論点整理ということですね。それから2つ目が、経過措置料金規制の解除基準と都市ガス事業者の状況ということでもあります。

それでは1つ目の取りまとめに向けた議題ですね、これについて資料の3でしょうか、迫田室長からご説明をお願いいたします。

## 2. 議題

①ガスシステム改革の検証に係るヒアリングの振り返りと論点整理

○迫田ガス市場整備室長

それでは資料の3-1に基づきまして、ガスシステム改革の検証に係るヒアリングの振り返りと論点整理についてご説明をさせていただきます。

4ページをお願いします。4ページはこれまでのガスシステム改革の全体のスケジュール

ル、そして5ページですが、検証のスコープについて以前ご説明したものでございますので、本日は詳細の説明を割愛させていただきます。

6ページをお願いします。12月までヒアリングを行ってまいりましたけれども、8月につきましては全体ということで、ガスシステムを取り巻く環境検証の進め方、第2回目は小売り、第3回目は導管、第4回目は熱需要の低炭素化・都市ガスのカーボンニュートラル化、最後、12月、第5回に地方ガス事業・コミュニティーガスを取り上げさせていただいたところでございます。

それでは7ページをお願いします。それぞれのヒアリングの、各委員の皆さまから頂いたご意見をご紹介させていただいているものでございます。第1回目は総論ということで、エネルギー政策上の位置付け、競争・取引環境、そして8ページでございますが、保安、カーボンニュートラル、事業の在り方、検証の進め方につきまして、幅広くご意見を頂いたところでございます。

10ページをご覧ください。第2回目、小売全面自由化がテーマの際には、競争取引環境としまして、料金メニューの多様化、基地の第三者利用、卸などについてご意見がございました。

11ページをご覧ください。燃料転換については、その重要性や支援についてご意見を頂きました。保安につきましては、人材不足、DX化、省人化、そしてスマート保安、こういった観点からご意見を頂いたところでございます。

14ページをご覧ください。第3回目の導管事業でございます。法的分離につきましては、制度面、運用面で大きな問題がないというご意見や、分社化のメリットなどについてご意見を頂きました。今後の導管事業の在り方につきましては、業務の在り方、そして導管における投資、そして持続可能性、こういった観点からご意見を頂きました。

15ページをお願いします。省人化、デジタル化につきましては、事業者間や他業界との連携などについてご意見がございました。

16ページをお願いします。保安につきましては、ルールの見直し、スマート保安技術の導入、大手事業者から地方事業者への展開、共同化、横展開、そしてスマートメーターの活用、こういった点についてご意見を頂きました。託送料金につきましては、資材費や人件費、道路占用料、河川占用料などの外生的要因について、託送料金に適切に反映されることが必要ではないかといったようなご意見を頂きました。

19ページをご覧ください。熱需要の低炭素化と都市ガスのカーボンニュートラル化でございます。燃料転換につきましては、その重要性、支援の必要性、面的な燃料転換、そして情報共有などについてご意見を頂きました。

20ページをお願いします。合成メタンにつきましては、製造技術の海外輸出やスピード感ある取組、合成メタンの製造におけるコストなどについてご意見を頂きました。

21ページをお願いします。環境価値につきましては、脱炭素製品の顧客・社会への理解説明、また輸入時のサプライチェーン上の要件、環境価値認証、移転の仕組み、証書やク

レジット、こうした観点についてご意見を頂きました。さらにその他としまして、バイオガスの活用などについてもご意見がございました。

23 ページをご覧ください。地方ガス事業の在り方ということで、系列化、事業者の対応を超えた取組の重要性、また人口減少による需要脱落・奪還の繰り返しでは不毛な消耗戦になってしまうのではないかという点や、大手事業者から地方事業者へのデジタル技術の移転、地方にこそスマート保安の導入が重要といったようなご意見を頂きました。

24 ページ、カーボンニュートラルをご覧ください。こちらにつきましても、燃料転換の重要性であるとか、燃料転換やバイオガスの導入に当たっては事業者だけでは限界がある点があつて、国や自治体との連携が必要といったようなご意見がございました。

25 ページ、コミュニティーガスでございますけれども、コミュニティーガスにつきましては、経過措置料金や認可プロセスについてご意見を頂いたところでございます。

以上がヒアリングで頂いたご意見でございます。これを踏まえまして、改革の評価と今後の課題でございますけれども、まず 29 ページをご覧ください。失礼いたしました、27 ページをご覧ください。

ガスシステム改革の目的は4つの柱がございまして、まず1つ目が天然ガスの安定供給の確保、2つ目がガス料金を最大限に抑制する、3つ目が利用メニューの多様化と事業機会の拡大、4つ目が天然ガス利用方法の拡大ということを目的としてきたところでございます。これらにつきましても、現状の評価と今後の課題についてご説明をさせていただきます。

29 ページをご覧ください。まず天然ガスの安定供給の確保でございますが、現状の評価につきましては、ガス小売事業者は中長期的な視点で供給力の確保を行っておりまして、LNGの調達に当たっても長期契約で行っております。その割合は9割程度ということになっておりまして、ガスシステム改革以降も調達に特段の支障が生じていない状況となっているところでございます。

ガス安全高度化計画 2030 に基づいて全国に非耐震管対策への投資を継続しております。耐震化率が 92.7%まで向上してきております。また、スマートメーターの導入も進んでいるところでございます。

さらにソフト面でも、小売や導管がそれぞれの保安責任を果たしつつ、小売・導管の災害緊急時連携を義務とするような枠組みが導入されておりまして、災害時の対応能力向上に連携して対応しているところでございます。

また、関連しまして、事業者の創意工夫などにもよって需給逼迫（ひっばく）などは発生をしておりますが、緊急時の対応に万全を期すという観点から、戦略的余剰LNG、全国連携スキームを活用した緊急時支援体制も、国の予算であるとか枠組みを使いながら整備をしているところでございます。

さらに制度面でございますけれども、都市ガスの使用制限令を新設しまして、需給逼迫の際の情報提供のガイドラインを 2025 年 4 月に取りまとめたところでございます。

今後の対応でございますが、まず1つ目ですけれども、人口減少の進展が見込まれますので、ガス事業の担い手の確保の課題はより顕在化していくということでございます。こうした状況を踏まえて、スマート保安を含む省人化・省力化の取組の全国展開などが必要になってくるということでございます。

2つ目ですけれども、全国的に物価や人件費などの上昇が進むなど、経営環境も変化をしております。こうした状況も踏まえまして、事業者が必要な投資を行って安定供給を継続する、事業制度の在り方に係る検討が必要ではないかと考えております。

3つ目でございますけれども、脱炭素への対応など将来への不確実性があるということをお前提としまして、供給力の確保や需要見通しの考え方について整理が必要ではないかということでございます。

続きまして43ページをお願いします。2つ目の柱の、ガス料金の最大限の抑制でございます。現状の評価でございますが、都市ガス事業ですけれども、従来からほかのエネルギーとの競合が存在をしているということで、小売りの全面自由化以降は大手都市ガス事業者のエリアを中心に、ガス小売事業者間の競争も進展をしているということでありま

す。こうした状況の中で、経過措置料金規制についても着実に解除が進んでいる状況であります。また、経過措置料金解除された後につきましては、電力ガス取引監視等委員会が特別な事後監視を行うということになっておりますけれども、この特別な事後監視において、解除された事業者が何らかの指導された事例は確認されていないということでありま

す。小売料金でございますけれども、原料費の占める割合は大きいところでありますが、その原料費の変動については大きく上下をすることはありますけれども、原料費以外の費用につきましては、各事業者の自助努力もありまして減少傾向にあるということでございます。

今後の課題でありますけれども、ガス小売料金につきましては、現時点においては比較的抑制が働いていると考えられるところでもありますけれども、今後先ほど申し上げた監視等委による特別な事後監視が終了するという中で、各事業者は物価等の上昇や賃上げに対応していくということになります。その際、一般的な市場監視の一環として料金水準の確認を継続していく必要があるのではないかと考えております。

2点目ですけれども、その際、託送料金を含む規制料金ですが、事業の実態も把握した上で、需要家負担の抑制の観点と事業の持続性の確保の観点のバランスの下で制度設計をしていくことが必要ではないかと考えております。

3点目ですけれども、地方においてはガス小売間競争よりも、ほかのエネルギーとの競争が継続しているという状況でありますけれども、足元の経済社会情勢を考えますと、経営環境によっては競争余力がない事業者も存在している状況でございます。地域のエネルギーの安定供給を確保する観点から、競争によるコスト抑制の発想と同時に、多様な関係

者による協創・協調による最適化・付加価値創出も検討すべきではないかということでございます。

46 ページをお願いします。3つ目の利用メニューの多様化と事業機会の拡大ということでございます。現状の評価でございますけれども、2017年4月の小売全面自由化以降、新規参入者の数は増加しておりまして、現在販売量に占める割合は約19%となっております。また料金メニュー、多様なメニューが展開されておりまして、需要家の選択肢拡大に寄与しているという状況でございます。

小売全面自由化以降、新規参入者の促進支援の観点から、LNG基地の第三者利用であるとかスタートアップ卸、振替供給の一般負担化など整備したところでございます。また2021年、大手事業者の経過措置料金規制の解除の際には、大手事業者には卸取引のコミットメントを求めています。監視等委が定期的なフォローアップを行っておりますけれども、その際に問題となる行為は確認されていないということでございます。

今後の課題でございますが、合成メタン等の導入を前提としまして、ガス事業においても、今後排出削減価値ありのメニューによる小売販売が本格的に行われていくということになりますけれども、需要家保護の観点から、ガス事業における排出削減価値の適正な取引の在り方について検討が必要ではないかということでございます。

2点目でありまして、新規参入促進支援の観点から、一般家庭向けガス小売事業への新規参入を念頭に置いた、スタートアップ卸の自主的な取組が既に措置されているところでありますが、卸取引の運用面における課題について確認する必要があるのではないかとございます。

55 ページをお願いします。4つ目の天然ガス利用方法の拡大でございます。まず現状の評価でございますが、導管の総延長も延伸傾向が継続しているところでございます。またレジリエンス向上に向けた災害拠点におけるガス利用設備の導入、熱エネルギーの低・脱炭素化を目指した天然ガスの燃料転換といったガスの利用先の拡大についても、着実に進展しているところでございます。また、こちらの審議会でもお示しましたが、地方において燃料転換のポテンシャルが存在するという事も確認されているところでございます。

ワット・ビット連携の議論におきましても、データセンターの運用の高度化の観点から、蓄電池・コジェネ等の整備が位置付けられているところでございます。

他方で、ガスの燃料転換を含めた普及拡大でございますが、旧一般ガス事業者が中心ということになっておりまして、プレーヤーが限定的ということでございます。基本的には旧一般ガス事業者と新規参入者の競争は、スイッチング競争が中心と考えられるところでございます。

合成メタンやバイオガスの導入ですけれども、2030年の目標ですけれども、まずは大手事業者による対応が前提ということで進めるということでございます。

今後の対応でございますが、天然ガス利用の拡大を進めていく中で、合成メタンやバイ

オガスの導入につきましては、量と価格の見通しや政策の方向性を発信していくということが必要でございます、そういうことを通じて需要家の予見性を確保していくことが求められるということでございます。

また、天然ガス利用拡大や将来の合成メタンやバイオガスの導入に向けては、引き続き事業者等の投資環境整備や標準熱量に係る検討を進めると同時に、地域の面的な需要獲得に係る多様な関係者の連携も検討すべきではないかということでございます。

さらに都市ガスのカーボンニュートラル化に向けては、大手や地方新規参入者も含めて、多様な担い手による中長期的な対応の在り方を検討すべきではないかということでございます。

以上が、これまでのガスシステム改革の目的に対する評価でございますけれども、こちらを踏まえまして、ガスシステムが目指すべき方向性についてお示しをしたいと思っております、73 ページをご覧ください。

ガスシステム改革でございますが、一連の改革工程が完了したところでございますけれども、先ほど申し上げました4つの目的につきましては、一定の成果も認められるのではないかという状況でございます。

こうした中、わが国そして海外を取り巻く情勢は変化をしております、国内では人口減少、大都市への一極集中、そして地方における社会基盤の維持という課題も顕在化しているところでございます。また、海外に目を向けますと、ロシアによるウクライナ侵略、中東情勢の緊迫化などによるエネルギー安全保障の要請が高まっているということもあわせて、GXとエネルギー安定供給を両立するための取組を進めていく必要があるということでございます。

これまでガス事業は、大手、中小、地方、新規参入者と、さまざまな担い手が存在するというものでありまして、新たな課題が生じてもさまざまなプレーヤーが創意工夫をして対応を進めてきているところでございます。今後、S+3Eの下でエネルギーの安定供給を引き続き行っていくというためには、新たな課題にも当たって各事業者だけでは対応が困難となってきているものがありますので、こうした多様な関係者が競争によって対応していくということが想定される面もあるのではないかということでございます。

今申し上げましたような経済社会構造の変化なども踏まえて、さらにガス事業者の事業規模であるとか地域性が多様であるということを前提としながら、これからガスシステム改革が目指すべき方向性について再整理が必要ではないかということでございます。

74 ページをご覧ください。ガスシステムが目指すべき方向性でございますけれども、先ほど説明させていただいたガスシステム改革のこれまでの目的なども踏まえて、カーボンニュートラルの実現といった新たな課題も踏まえて整理をしてはどうかと考えているところでございます。

また今後の検討については、これまでの市場競争や効率性の追求の視点に加えまして、多様な関係者が存在するという前提とした視点も考慮してはどうかと考えておりま

して、具体的には74ページの真ん中にございますように、3つの柱、1つ目が安定供給の確保、2つ目が需要家の選択肢の確保、3つ目が都市ガスのカーボンニュートラル化という形にさせていただきまして、これらに対応するに当たっての視点ということで、持続性、競争、そして3点目として市場競争や効率性の追求という視点を新たに設定してはどうかということをございます。

77ページをご覧ください。今申し上げました3つの柱に、具体的にどのような検討課題があるのかといったことを整理させていただいたものでございます。各チェックで課題について記載させていただいておりますけれども、これはそれぞれの柱に1対1でひも付いているものではなくて、相互に関係するものもあるということをご承知いただければと思います。

まず1つ目の安定供給の確保に当たっては、スマート保安を含む省人化・省力化、担い手不足や保安レベルの持続的な維持・高度化に向けた制度的な対応ということをございます。

また2つ目としまして、事業者が必要な投資を行って安定供給を継続するため、料金制度をはじめとする事業制度の在り方を検討する必要があります。

3つ目でございますけれども、供給力の確保や需要見通しの考え方の整理が必要ではないかということ。

そして4つ目ですけれども、協創や協調による最適化・付加価値の創出が必要であるということをございます。

柱の2つ目の需要家の選択肢の確保に当たりましては、スタートアップ卸の利用上限量を超えた卸取引など、卸取引の運用面における課題の確認、そして監視等委による特別な事後監視が終了した後の料金水準の確認の在り方などが検討の課題ではないかということをございます。

3点目の都市ガスのカーボンニュートラル化につきましては、合成メタン、バイオガスの将来見通しや政策の方向性の発信によって、需要家の予見性を確保していくこと、そして事業者の投資環境整備、標準熱量の在り方の検討、合成メタン、バイオガスの排出削減価値の取り扱いに係る適正な取引の在り方の提示、さらに多様なガス事業の担い手による都市ガスのカーボンニュートラル化に向けた中長期的な対応の整理が必要ではないかということをございます。

最後でございますけれども、今後の進め方でございますが、80ページをご覧ください。本日は、今申し上げましたようなこれまでのヒアリングを踏まえた論点整理についてご意見を頂きまして、その上で2月から5月にかけて各論の詳細議論を深めていきたいと思っております。また、6月以降に検証の取りまとめに向けた議論を行いまして、夏を目途に一定の取りまとめをしていきたいと考えているところをございます。資料3-1は以上でございます。

また資料3-2ですけれども、こちらは初回に幅広く意見募集を行う必要があるのでは

ないかという委員からのご指摘を踏まえて、意見募集を行ったものでございます。本日は説明を割愛させていただきますけれども、参考としてご提示をさせていただきます。資料3の説明は以上でございます。

#### ○山内座長

ありがとうございました。それでは皆様のご意見、ご発言に移りたいと思います。ご希望の方は、こちらに会議室でご参加の方は、あまりいませんけれども、名札を立てていただくということ。それからオンライン参加の方は、Teamsのコメント欄にお名前と発言希望の旨を記入してお知らせいただくということでございます。順次ご指名しますが、リモートとリアルが混じっていますので、ちょっと順番が前後したらごめんなさいということをお願いいたします。

それから電気事業連合会から意見書が出ておりますけれども、これは皆様のご意見の最後に事務局からご紹介いただこうと思います。

それではいかがでしょうか。ご発言をご希望の方はいらっしゃいますでしょうか。先ほども申しましたけれども、このワーキングもだんだんと取りまとめということでその方向に入ってきてまいりまして、電気についてもシステム改革の受けた検証と制度改革ということでワーキングをやっておりましたけれども、それに倣った論の進め方をしていると思えますがいかがでございましょう。どなたかいらっしゃいます？

それでは松平委員、どうぞご発言ください。

#### ○松平委員

松平です。ご説明いただき、ありがとうございます。ご説明いただいた資料についてはこれまでの議論の振り返りということで、分かりやすくおまとめいただいたと思います。

資料のうち、特に今後の検討に当たっての視座に関する記載について、大目標を3つ、安定供給、選択肢確保、カーボンニュートラル化、また、それに対する手段あるいは視点として、持続性、協創、市場コンペティション・効率性の追求という3つの視点を出していただいております。私自身は総論としては違和感を感じておらず、問題はこの3つの視点が相互に矛盾・コンフリクトを来たす場面が各論レベルの議論をする時に生じてくるので、その議論がとても重要だと思います。

また、資料を拝見すると、経団連の小野様からの意見が出ていて、料金の最大限抑制という点が外れているのではないかというご懸念が示されています。もちろん需要家の立場でこの視点も引き続き必要であると思えますところ、私の理解では、これは視点の中の3点目の市場競争・効率性の追求に概念としては含まれるのではないかと理解しております。

また、資料の3-2も、意見募集の結果を簡潔にまとめていただいたと思います。た

だ、正直なところ、この資料の記載のみでは具体的にどういうことをおっしゃりたいのかを十分理解し切れていない意見もあります。

特に競争という観点で考えてみると、例えばLNG基地の第三者利用やスタートアップ卸についてやはり意見が出ている一方、そのような意見がとても広がりが多い、別言すれば、多くの事業者から同じようなクレームが出ているという状況ではないとの理解をしました。

ただ、個々に見ていくと、例えばLNG基地の第三者利用制度が新規参入者にとって実質的に利用困難な状況となっていて、LNG対策に関する取組を促す制度などが検討されるべきではないかというご意見や、スタートアップ卸についても自由化とはほど遠い状況なのではないかというご意見もあるので、具体的にどういう背景でご懸念をされているのかということについて、可能であればもう少し情報が欲しいと感じたところです。

また、27番のコメントを見ると、これは導管同士なのでしょうか、事業者間精算において民民交渉を支える枠組みとして、基本的な考え方や交渉ルールをガイドラインとして整理、提示いただくことが望ましいという意見が出ております。

先ほどの論点もそうなのですが、既にガス事業法とそれに基づく適正取引指針などにおいて、基本的なルールや考え方は示されていると思いますが、実際にはこれらでは必ずしも明確になっていない具体的な実情を踏まえたルールや状況についても問題になっている可能性があるのかもしれない。

例えば、経産省や電取委に相談があった時に、一定程度この業界におけるグッド・プラクティスというか、基本的な考え方に関し共通化できるようなものについて、ガイドラインやQAのような形で示していくということにより、既存のルールについても事業者にとって使いやすくなるべきところがないかということをご検討いただいてもよいのではないかと感じました。

また、第1回だったと思いますが、ガス事業法の改正の時に、仲裁、あっせんの制度が入れられたが、利用例はないというお話も伺ったのですが、これは、この業界において、結果としてそのような制度を使うニーズがそもそもないということなのか、それともニーズはあるが何らかの理由があってその仕組みを事業者が使いにくい状況があるのか、この制度は事業者にとって大事な仕組みだと思いますから、後者でないのかを確認しておくことも必要なのではないかと感じました。

また、資料3-1の74ページで打ち出していただいた「協創」という考え方も、環境、脱炭素への対応や、特に地方を中心とする人不足の中でとても重要な仕組みに今後なっていくと思いますが、一方で市場競争・効率性や料金をできるだけ抑制していくという考え方との両立の観点で、協創の領域と競争の領域をきちんと意識化することは当然必要になってくると思いますので、その点についても今後の議論の中で、新規参入者にとっても既存事業者にとっても公平な形で整理できるような視点を示せるとよいものと感じました。

また、「協創」については、既存事業者も新規事業者も等しく参加できるようなプラットフォームなり枠組みであることが重要なのではないかと思います。以上です。

○山内座長

ありがとうございました。事務局からのお答えあるいはコメントについては、最後にまとめてお願いしたいと思います。

次の発言者は田中委員です。どうぞ発言ください。

○田中委員

ありがとうございます。ご説明もありがとうございます。聞こえておりますでしょうか。大丈夫でしょうか。

○山内座長

はい、良好です。

○田中委員

ありがとうございます。本当に本日は振り返りと今後の2月とか5月といったところまでの議論をどういうふうな軸で進めていくかという、その課題整理という理解でございますので、今後の検討に当たってお願いしたい点というものを考えてみましたので、コメントさせていただきたいと思います。

ガスシステム改革ということで、ガス事業だからこそ達成できるような持続的な成長戦略というものが必要なのかと思っておりますが、それは一体何なのかというところを考える上で、今回出していただいた77ページの方向性にあるような安定供給や需要家の選択肢の拡大、確保より私は拡大かとは思いますが、それからカーボンニュートラルへの貢献というところがあるというお話だと思っております。

00 : 50 : 04

それで77ページのその部分を見てみると、この安定供給という課題自体が、今後のカーボンニュートラルがどう進展していくか、その進捗や進み方や手法に大きく左右される部分が非常に多いのではないかなと思います。そしてつまり、そこでの関わらせ方というのが重要なのではないかと考えております。

どういうことかという、例えば現在の今見えているような資料の中では、カーボンニュートラルの項目の内訳で、第一印象としてですが、カーボンニュートラルを達成する時の課題ですとか、導入済みの利用場面の話というものが中心になっています。これはもちろん重要ではあるのですが、これらは今ある需要とか今ある使われ方をカーボンニュートラルに置き換えていくにはどうするかとか、そういった議論にとどまってしまうがちなのではないかと思います。

それを飛び越えてといいますか、例えばカーボンニュートラルを核に据えた上で、ガスだからこそ新たに市場や需要そのものを作っていくところはどこなのかとか、あるいはガスの進化、深化、進むほうと深めるほうですかね、そういう発想を加えていくのが一層改革というところに近いのではないかなと感じています。

例えばレジリエンスの話や、ガスならではの産業向けの今までご紹介いただいたソリューションの話とか、バイオガス、メタネーションなど絡めた分散型とか地産地消モデルですとか、もう既にいろいろなヒアリングも含めて散りばめてくださっていることは非常に多いのですが、単なる「今ある需要の脱炭素化」にとどまらないような新たなビジネスの機会の開発につながるような議論をすることを、よりこの柱の中で方向性の中で明確に打ち出しても良いのかと思っています。

最初の点に戻れば、それも踏まえた安定供給の議論につなげていただければと思います。

そして今の話は大きな構造の話でのお願いですが、具体的な手法を議論するためにということで申し上げますと、例えばP55でご説明いただいたかと思えます合成メタンやバイオガスの導入のところでありました、需要家の予見性の確保について、政策の方向性に加えて、量と価格の見通しの発信としていただいている、このポテンシャルがどれだけあるのかという点、これがタイミングということと合わせて改めて検討においてとても重要なのかと思います。

具体的に、コスト、スケールアップの可能性、将来の量の確保、それから地域の差、技術の進展とか市場の広がりといったことが今後どのように変化していくのかといった部分になると思うのですが、これらは全てでなくとも評価していくことが大事だろうと思っています。

既にヒアリングの回でも幾つかお見せいただいたこともありました。このような実態的で、かつタイムフレームもイメージできるようなポテンシャルが明確になって、それで設備投資や事業計画の判断材料となって、効率の良い投資につなげられるのではないかと思います。

カーボンニュートラルの文脈での、新たなガス利用という世界における安定供給を深掘りする上では、今までと異なるサプライチェーンとか地域や面的な最適化というのがより一層必要となります。安定供給の議論も一層多面的になると思います。これらを同じ次元で考えられるように、そういったポテンシャルの把握と情報共有を進めていただければ大変ありがたいですし、こういったことは政策の支援の必要性とかギャップの度合い、方向性を見極めにも有効なのではないかと思っていますので、ぜひ議論を深めていただきたいと思っています。以上です。

○山内座長

ありがとうございました。それでは次は平野委員ですね。どうぞご発言ください。

○平野委員

成城大学の平野です。よろしくお願いいたします。まずこの3つの柱と視点のところに  
ついて、大きな異存はありません。しかしこの3つの柱と視点、77ページのところの構図  
がすっきりしていないなと私は思っています。特に対応関係がまずいところがあったり、  
2度同じことを言ったりしているところがあるので、細かい話なのですが、今は今  
後の議論の方向性を作り上げる時期ですので、この点について、構造について今日は発言  
をしたいなと思っています。なので、各論は既に述べてきましたので、74、77、特に77  
に集中して話を進めていきたいと思えます。

00 : 55 : 10

1番目なのですが、切り分けが、安定供給が2つの項目で入っていて重過ぎると  
私は思っています。これは2つに本当は切り分けて、1つは安定供給、これは伝統的な課題  
のほうですね。それに2つ目は縮小社会への対応と深化みたいな形に切り分けたほうがい  
いのではないかなと思っています。

1つ目は、長期契約であるとか価格の低減であるとか料金メニューであるとか、この検  
討では、伝統的に大切にしていた価値観についてしっかりと議論していきましょうという  
ところに1番目の安定供給に入れなければいけないのではないかなと思っています。低廉  
な価格を、みたいな話が漏れているので、その点で1は伝統的な課題をしっかりと議論す  
る。

2は切り分けて、私は縮小社会への対応と深化、これは何かというと、保安にAI、I  
oTを入れますとか、人材確保しますとか、人が減っていてもきちんとガス事業が成り  
立つようにする。かつそれでもなお成長していくという意味で、この協創や協調という概  
念が出てくると思えます。こちらは新しい課題なのです。しかもコストがちょっとかか  
ってしまうところなので、1番目の伝統的な課題は安く安定的に、2番目は縮小する中  
で、コストがかかったとしてもしっかりとやっていくよというふうな議論をするという形に  
したほうが、私は落ち着くと思えます。

そうすると4つになってしまうのですが、これは落ち着かないと思っています。次  
の話になって、2番目の話なのですが、今の視点のところで方向性のところに出て  
くる需要家の選択肢の確保というところ、これはむしろ安定供給のほうに入れていいの  
ではないかなと思っています。安定供給の伝統的な課題の中で、ある種適正な料金の在り方  
であるとか、料金制度とかというのはまとめて議論して、2は1の中に入れて、1から一部  
の縮小社会の対応みたいなものを切り出して2番にしたほうが、私はすっきりすると思  
います。

3番目ですけれども、もう一つだぶって気になるのは、将来見通しの話が、1の安定供  
給確保の3番目のところと3の最初のところと両方出ている、これが別々なわけではない  
のに別々に書かれているのが落ち着かなくて。これは1のところでしっかりと議論したほ

うがよいのではないかなと思います。

そして4番目のコメントなのですがすけれども、都市ガスのカーボンニュートラル化という表現は、私は何かちょっと違うと思っていて。これはカーボンニュートラル社会への対応としたほうがよいと思います。といいますのも、2つの内容があるということが意識されていないわけなのですね。

1つは低炭素をしっかりとやり込むのだと。私は何度もしつこく高度低炭素社会と言っているのですがすけれども、燃転してしっかりとまず削り取って、それをうまく次の合成メタン、バイオガスにつなげていくのだということを見ると、カーボンニュートラル化だけではなくて両方のステップなのでその全体を扱っていくよというふうな意味で、これはカーボンニュートラル化社会への対応として両方の柱がありますということを行ったほうがよいと思います。

私がよく見ているコンビナートなどでは、やはり未知数の水素、アンモニア、合成メタンよりも、早く燃転して少しでも減らしたいよというふうな事業者さんがたくさんいるわけですね。2050年までを断面ではなくて総量で見れば、早くそうした人たちに、意欲ある人たちに投資してもらったほうがよいので、燃転に対する支援という視点も入れて3番目の項目は作らなければいけないと思います。

最後、5番目のコメントなのですがすけれども、協創、協調、面白いのですがすけれども、少し定義が必要だと思います。協創は特に私の名前の文字が入っているのが好きなのですがすけれども、一体何をやるのかというところで、これはやはり1つはライフラインという維持の一角ではありそうなのですがすけれども、エネルギーの垣根を超えて最適化するとか、エネルギー以外の産業発展とかの利害も含めてとか、それからオンサイトメタネーションみたいな産業のかなり厄介な課題を解決していくとか、いろいろなメニューが含まれているので、もうちょっと議論として、しっかり掘り下げが必要なのだろうなというふうなことを思っています。

というふうな形で、主に構造について非常に私気になってしまったので、今日はその点について発言をさせていただいたという次第です。全体的には、私は全然異論はありません。以上です。

○山内座長

ありがとうございました。それでは次は五十川委員、どうぞご発言ください。

○五十川委員

ご説明いただき、ありがとうございます。今回は論点整理ということですので、個別点については次回以降にと思うのですが、全体に関して少しだけコメントさせていただきます。

01 : 00 : 00

資料3-1、77ページにガスシステムが目指す方向性とそれを踏まえた対応がまとめられているところではありますが、これまでのヒアリングを踏まえたものになっていると思いますし、私も項目自体には異論はありません。

今回協創という言葉が付されておりますが、これが1つキーワードということかと思えます。ヒアリングの中でも事業者間の協調、ものによってはほかのインフラ事業者や、あるいは自治体との協調も含めて、多様な関係者の連携の重要性が指摘されてきました。例えば、地方のDXをどのように進めるのかというのは重要な論点の1つかと思えます。協調、連携が課題解決に資するという見方に異存はありませんが、当然言っているだけで解決するものではありませんので、そのためにどのような仕組みを作っていく必要があるのか、実効性を担保するのか、具体的な部分を今後議論を進めていかなければならないということかと思っています。

もう一つは効率性という言葉についてで、このスライドだと効率性が市場競争と並べて書いてあってセットのようにも見えますが、効率性という言葉自体はもっと広がりがある話、重要な話だと認識しています。

例えばバイオの話がヒアリングの中で何度かありましたが、電力として使うよりもガスとして使ったほうが効率がよい、少なくとも効率のよいケースがある、あるいは例えば肥料として使う余地があるという話もありましたが、そういった視点は前提として強く意識する必要があると思っています。

将来的なガス市場の姿を考える際になぜそれが重要なのか、どの領域でそれが重要なのかという基本的な問いに対して、エネルギー供給としてなり、脱炭素の方策としてなり、効率性の視点は依然として不可欠なはずで、大丈夫だとは思いますが効率性の議論が矮小（わいしょう）化されることのないように整理いただきたいと思っています。私からは以上です。ありがとうございます。

○山内座長

ありがとうございました。それでは次は澁谷委員、どうぞご発言ください。

○澁谷座長

澁谷でございます。発言させていただきます。大きく今回の全体の方向性としては私としては特に異論はございませんが、まず73ページのガスシステムを取り巻く環境を踏まえた目指すべき方向性の検討の①のスライドの中にある1番目のポツのところ、ガスシステム改革についての検証結果というのが述べられているのですけれども、この中で下線で書かれているとおり、一定の成果も認められるというようなこと書きぶりになっているのですが、やはり検証としては達成できた部分とできなかった部分と課題として浮かび上がっている部分というのをしっかり書く必要があるのかなと考え、何となく今の書き方だとあまり、ちょっと成果があったというような書き方になっているので、ここは少し事

務局のほうで書きぶりを検討していただきたいと考えています。

特に私は保安の分野のことをやっている者なのですが、その観点で見た時に、やはり何回かのヒアリングの中でちょっと私の記憶が曖昧な点もありますが、確か秋元委員のご発言だったと思うのですが、自由化が進んで事業者が多様化していくことで、災害対応などのコストが増えているのではないかというようなご発言もあったと思います。やはり自由化の影響で保安にかかるコストも増えてきているというのは、1つの要素として今後の懸念事項として浮かび上がってきているのであれば、それに対してどう対応していくかというのは1つの課題なのかなと。

もう一つ、やはりネットワークの部分で、保安の観点で見た時に影響はなかったかということで、これは事業者にも聞いても事業者はないと言うに決まっているので、もちろんしっかりやっていると答えられると思います。ただ個人的なヒアリングの感想として、やはり新しい投資に踏み込むだけの余力がかなり失われているのではないかとは思っています。そのあたりも含めて今後の課題として整理していくことが必要ではないかなと考えておりますので、このあたり、特に検証という観点で見た時に正と負のバランスを取って書いていただきたいと考えています。こちらが1点目です。

01 : 04 : 49

もう一点は、今後の論点の中の整理の仕方、先ほどの77ページに戻っていただければと思いますが、まとめ方自体は私としては特に異論はありませんが、先ほどご発言があった平野先生の整理の仕方も結構いいなと個人的には思っているところです。私としてはこの中で考えていただきたいのは、需要家の選択肢確保と書いてあるのですが、一方で需要家を新しく生み出していくというか、これから縮小していく社会の、人口減少が進んでいく社会の中で、どうやってガスの需要というのを作り出していくのかということのもやはり論点として入れていただきたいなと考えています。

今はどちらかということと需要家側の視点だけで、需要家側が自由化によってどれだけ選択肢が取られるかというような観点しかないのですけれども、一方で新しい需要家を作っていくという観点での論点もなどどこかに入っていくといいのかなと考えています。私のほうは以上です。

○山内座長

ありがとうございました。それでは次は、こちらにご参加の杉野委員ですね、どうぞご発言ください。

○杉野委員

ありがとうございます。私は資料を拝見していて方向性に異論があるというわけではないのですが、システム改革の振り返りのところの、安定供給に今のところ支障がないというのはもうそのとおりのかなと私は思うのですが、ちょっと議論を振り返って

みて、本来は小売りで参入する人たちがそれぞれ調達をすることになっているという、それができていないというか、調達が細分化されていないからこそ安定供給できているという面はないのかなとちょっと思いまして。

その良し悪しは別にして、今後スタートアップ卸みたいなのが過渡期なのですという話も出てきたと思うのですけれども、今後たくさんいる小売りの参入者の人たちがみんな自分で調達をするという本来の姿に近づいていくと、それも安定供給にとってマイナスということもあり得るのだろうかとちょっと改めて考え始めてしまったのですね。

という意味で、協創をさせるというのはもちろん大事なわけけれども、全体の安定供給のためにはあまり細分化も良くないし、そのコンフリクトをどうしたらいいのかなということもふと思ってしまったので、どの程度の協創が望ましいのかというのを、もう一回立ち返ってちょっと考えてみたらいいのではないかなと思ったところがあります。

もう一つ関連するようないやうな、今後の料金水準を確認していくと資料の中にあっただと思うのですけれども、これも私も一消費者としてはぜひやってくださいという感じなのですけれども、その時に減量比率が高いのです。減量比率というのはどうにもならないので所与なのです。それもそうだと思うのですけれども、そもそも絶対値として高いか安いかが、確認の対象になるわけではないですね。これは確認で、やはり不当な釣り上げがないかとか、不当なダンピングがないかというのが、たぶん確認の対象になるのだと思うのですけれども。

ところが私が普段見ているアメリカだと、デイリーで天然ガス卸市場というのがあって、その価格の値動きからとても乖離（かいり）している釣り上げとか値下げというのがあると、まず調査の対象になるという、参照するものがちゃんとあるのですけれども、日本だと何を参照して、不当な釣り上げがあったか、ダンピングがあったかというのを判断すればいいのかなというのがちょっと今すぐに分からなくて。料金水準の確認はもちろん必要だと思うのですけれども、その時に何をもちて不適切と言えるのだろうかというのもしっかり考えてみる必要があるかなと思ったのでコメントをさせていただきます。ありがとうございます。

○山内座長

ありがとうございます。次は松村委員、どうぞご発言ください。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○山内座長

はい、聞こえております。

○松村委員

はい、発言します。まずは既に松平委員がご指摘になった点です。効率的な市場になっていけば、効率化されていない状況に比べて料金は自然に下がるはず。だから消費者のことはちゃんとこれで考えられて、料金の低下についてはこの議論の整理の中でもちゃんとカバーされている。効率化の利益が全て事業者に帰属して、消費者の利益にならないということが原理的にはあり得るわけですが、それはまさに競争が働いていないということだと思います。したがって今回の整理でも十分射程に入っていると思います。ただ、そのような視点が重要だということを改めて言うていただいたということで、今後の議論に活かしていくべきだと思います。

01 : 10 : 03

次にこのヒアリングでも、委員の意見でもしよっちゅうトランジション、移行ということが出てきていて、燃転などの関連で特によく出てくる。もっともだと思います。ガスに限らずエネルギー全体で低炭素化が本来重要なはずなのに、ゼロエミッションに偏っているのではないかという問題意識自体はとても重要だと思います。

仮に排出が100が40%、50が40%、0は20%という状況下で、100の40%のうち10年間で10%分を0に持って行って、さらに次の10年間で10%分を0に持っていくというのと、100を20%分をまず50に持って行って、その後持ってきた20%をその後の10年で0にするのは、本質的に同じ効果を持っているにもかかわらず、前者ばかりが強調されていないかという問題意識は共有している。

でもそのトランジション、移行を非常に強調することは本当にいいことなのかについても考える必要があると思います。ヒアリングでも出てきましたが、天然ガスに移るとするのは確かにいいことかもしれないけれども、でもこれはしよせんトランジションですよ。一時的なものですよね。だから最終的にはこれでも駄目とはしごを外されるという懸念があって踏み切れないというのは実にもっともの意見だと思う。トランジション、トランジションと強調すると要するに最終的には向かないものなのという印象を与えてしまうので、やはり最終的にはちゃんと0にできるというような見通しということはとても重要だということはセットで言わないと、移行ということばかり強調されるとむしろマイナスになるのではないかということは懸念しています。この点については今回の整理では問題ないと思いますが、考える必要があるかと思いました。

次にこのヒアリングのまとめという格好で、ある意味適切にさせていただいたこの回で言うのは変な気がするのですけれども、このワーキングの議論で自由化そのものに対する懐疑的な意見すら飛び出してきたということもあり、そういう意見があっても当然だとは思いますが、自由化前のひどい状況が本当に共有されているのかは懸念しています。

自由化前のひどい状況。電気とガスがそれぞれ独占になっている状況だとすると、電力事業者がガスの市場に入ってこようとするとうガスが使われているものを電化するという格好でしか入ってこれないし、ガス事業者はそれに対して防衛するという格好で競争する。

つまり競争が無理やり電気に変えるだとか、あるいは電気のほうが効率的なものをガスとして守るだとか、そういうある意味でしようもない競争に明け暮れていた状況。

その状況を、電力事業者なら電気が得意だから電気を主力にするのだけれども、ガスのほうが望ましいものならガスも組み合わせて売る。ガス事業者ならガスが得意だからガスを主力にするけれども、電気のままのほうが望ましいものは電気で売るといようなことも可能になったという視点が、委員の間で抜け落ちていないかはちょっとだけ心配しています。

自由化前のひどい状況のオール電化営業の悪影響はまだ残っていて、いろいろ悪さしていることまで考えれば、自由化が何だったのかということをもう一回考える必要がある。燃料間で競争があるという議論に賛同する委員は多くいたと思います。それが本当に正しいのかということについてはもう少し冷静に、ちゃんと事実を見ながら考える必要があると思います。事業者の主張がずっと一貫して競争があるのだというのがあったのは事実ですが、本当に正しいかどうかについてはちゃんと考える必要がある。

最後にちょっとしようもないことを言うようで申し訳ないのですが、この資料の前半のところでは意見が書かれていました。正しく整理していただいたと思います。

01 : 14 : 46

ただこのワーキングはどういうわけか、ヒアリングの回の前からそうですが、時間の制限が厳しくて、1人何分と割り当てられて、それぞれ自分の意見が言いつばなしという格好になっている。まるで昔の審議会のような状況になってしまっている。意見を戦わせるという格好には必ずしもなっていないということは認識する必要があると思います。

出てきた意見は、本当に論理的で合理的なものもあるかもしれないけれども、何か妙なもの入っている可能性もあるということです。そもそも制度を設計するワーキングなどでは、十分な時間を取って議論し、それで非論理的な議論が出てきたらそれに対して反論が出て、最終的には自分には理屈はないけれども、それでも反対というような、理屈がないことを自覚できるぐらいまで議論がされた上で、こういう制度設計がされたことは認識する必要がある。このワーキングは検証という性格からやむを得ないとは思うのですけれど、言いつばなしの面も強く残っていることは、後から資料を見る時に、委員の意見を拾って何か議論する時には、念頭に置く必要があると思っています。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。次は原委員、どうぞご発言ください。

○原委員

ご説明をありがとうございました。おまとめの内容に関しては、特段の異論はございません。全体的なところについて申し上げておきたいと思います。

今後のカーボンニュートラル化、デジタルトランスフォーメーション化が進んでいく中

で、やはり消費者として気になるのは安全性に関わる問題とそれから料金の負担に関するところ。ガス事業者だけではなくて、通信、電気との組み合わせプランなども浸透しておりますけれども、メニューの内容が分かりにくいといったことですか、本当にサービス向上につながっているのか、契約時の意図に沿ったものになっているのかなど、きちんと把握できるような情報提供が必要だと思っています。

また契約事業者を変えたことで、保安点検とか注意喚起、あと災害対応がおろそかになるといったことは避けるべく、安全にガスを使い続けられるような体制を強化していくべきと思っています。

また事業者との契約に関しては、監視等委員会からも消費者に度々注意喚起をされておりますけれども、事業者からのきめ細かな情報提供ということもさらに必要ではないかと思っております。

料金についてですけれども、今後世界情勢を見ても、燃料費の値上がりですとか託送料の値上がりという事態は避けられないわけで、繰り返し申し上げるようで恐縮ですが、消費者にとって過度な負担にならないようにということを申し上げておきたいと思えます。

特に都市部と地方を見た場合、ガスの自由化の恩恵に大きな差が見られるのではないかと思います。都市部では多数のガス会社が参入して、消費者にとっても有利な価格競争やサービス提供が行われているかと思うのですが、今でも地方での新規事業者の進出が進んでいないとか事実上の選択肢が限られた状態にあるということで、やはり全体にメリットと負担が見合うような仕組みということが重要かと思っています。このあたりを今後も注視していきたいと思っております。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。次は秋元委員、どうぞ発言ください。

○秋元委員

秋元です。整理をいただいてありがとうございます。私も、たくさんの意見が出たところを前半で整理をいただいておりますし、また 74、77 あたりの整理も基本的には賛成です。これまでの意見も踏まえながら整理をいただいたということだと思います。

ただ、具体的などころに関してはこれから検討ということですので、そちらでまたいろいろ出てくるかなと思いますので発言したいと思いますが、項目で出されている部分は賛成ということ。す。

01 : 19 : 43

ただ、平野委員がおっしゃったことが、若干私も同じことを考えていて。77 ページ目の、74 もそうですかね、ピラーのように 3 項目を挙げていただいておりますけれども、特に脱炭素というところの部分が強過ぎはしないかという、カーボンニュートラルというこ

ろが強過ぎはしないかというところは若干気にはなっているということです。

基本的には長期的には脱炭素は不可欠だと思っていますが、累積のCO<sub>2</sub>排出量を減らしていくと、しかもそれをコスト効率的にやっていくということが要請として強いと思っておりますので、そうした時にあまりにそこだけが立ち過ぎると、ほかの人もおっしゃったかもしれませんけれども、あまりに高いコストでも無理に時間の軸を見ずに、政策的に導入を図り過ぎるようなことになっていきはしないかという懸念もあるので、そういう視点も踏まえながら、最終的にどういう用語でどういう形で整理をするかということに関しては、これから議論を深めさせていただければいいかなと思ったところです。

今日の時点ではこれで意見として申し上げて、特に方向性に関して異論があるということでもございませんので、以上とさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○山内座長

ありがとうございます。次は現地にご出席の田村委員、どうぞご発言ください。

○田村委員

みずほ銀行、田村です。本日はお取りまとめくださりましてありがとうございます。改めて整理ができたと思っております。ほかの委員からもコメントがありましたけれども、77ページのところになります。こちらの恐らく相互に関係するという発言もあったかなとは思っておりますけれども、この需要家の選択肢確保というところが少し今の需要家さんということ想定されているような気がしております。潜在的な需要家、つまり燃料転換をしたような人たちへのガス供給というのも需要家さんへの選択肢、需要家にとっての選択肢ということなのかなと思えました。

バイオガスや合成メタンとかまたは通常の都市ガスなのか、さまざまな気体の燃料というのがあって、その中で需要家さんが選択肢として選んでいくということが必要かなと思っております。

今回協創というお言葉が出てきておりますけれども、この言葉は非常に興味深いと思っております。中には第5回の時にもプレゼンありましたけれども、国交省さんであったり環境省さんであったり、そういう他の班長さんとも含めても何かということもあるのかもしれないですし、民間ベースでも何かあるのかなと思えますが、協創ということを見ると、やはり虚心坦懐（きょしんたんかい）にいろいろなことの可能性を考えて姿を描いていくということが望ましいのではないかなと考えております。以上です。

○山内座長

ありがとうございました。それでは次はオンラインで、男澤委員どうぞ。

○男澤委員

ありがとうございます。お取りまとめありがとうございます。こちらに関して異存はございません。

今回この資料を改めて拝見しまして、77ページのまとめにもありますとおり、ほかの委員も触れられたところがございますけれども、協創的な発想も含めた持続性の確保に向けた視点ということで、新たに協創、共に創るという言葉が明確にされたというのはこういった公の資料で初めてなのではないかと思っていますところ。

これまでは市場競争の促進、効率性の追求、規制緩和、新規産業支援、それから安定供給、脱炭素化などが中心的なキーワードだったと思います。もちろん部分的に事業者間の連携等についても議論されていたところがございますけれども、特に今回の検討資料では協創という言葉が明示的に使われていて、多様な関係者、大手、地方、もちろん新規参入者、そして自治体、消費者等が連携、協力して、社会的価値ですとか付加価値を創出していくことが、従来の競争、効率性とある意味並ぶ1つの視点として位置付けられた意義は大きいように感じております。

01 : 24 : 39

こちらはヒアリングの中でも、人口減少ですとか地域の格差、担い手不足、こういった個別の事業者だけでは解決困難な課題が顕在化したことを背景に、従来のコンペティション、競争だけでなく、新たな協創による最適化ですとか持続性の確保が不可欠だと改めて認識されたためと捉えております。地域連携ですとか技術の共同開発、また環境価値取引など、協創型の制度設計というものが今後重要になってくるかと考えるところです。

今後は競争、コンペティションと、この新たな協創のバランスをどう取っていくか、実効性のある制度設計や現場運用にどう落とし込むかが重要な課題と認識しておりますので、議論を深められればと思っております。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。次、又吉委員どうぞ。

○又吉委員

ご説明いただき、ありがとうございました。ガスシステムに係る評価、今後の課題などを整理していただきつつ、77ページに課題と目指すべき方向性、必要な対応と視点について、これまでのヒアリング議論を踏まえた形に整理いただいていると考えているので異論はございません。個別論については今後の議論になると思うので発言を避けませんが、2点だけコメントさせていただきたいと思っております。

1点目は今後の議論の時間軸についてです。74ページ目にガスシステムを取り巻く情勢変化を整理いただいておりますが、中でも地政学リスク、物価上昇というものは想定以上に急速に深化している印象を持っております。その意味でも、事業者が必要な投資を行

い、安定供給を継続するために、適正化に向けて早期に対応を図るべき施策は何か、こういった点を踏まえて時間軸を持った議論が今後進められることを期待したいと考えてございます。

2点目は、3つ目の課題対応に整理していただいております都市ガスのカーボンニュートラル化についての文言のところでございます。既にほかの方からもご発言がありましたが、この点に関しましては、カーボンニュートラル化社会への対応に向けたマルチパスウェイの中で、天然ガスへの燃料転換というのがワンノッチ重要なオプションであるということを変更してピンどめできるような内容に、ぜひちょっとご検討いただければと思っております。以上です。ありがとうございます。

○山内座長

ありがとうございます。次は、武田委員どうぞ。

○武田委員

ありがとうございます。まずこれまでの議論を適切におまとめくださり、事務局に感謝申し上げます。まとめを見まして、都市ガス業界がさまざまな政策目標と深く関わることを改めて認識したところです。また、協創、これはコ・クリエーションというものなのでしょうか。新しい視点をご提示いただいて、こちらもお礼を申し上げたく思います。

私自身が特に興味を持っておりますのは、需要家の選択肢の確保として挙げていただいた方向性でありまして、中でも特に存在するスタートアップ卸を含めて、卸取引の運用状況については引き続き注視が必要であると再認識いたしました。もちろん他方で、原材料の調達等に影響を及ぼさず安定供給を損なわないよう、十分に配慮すべきというバランス感覚についても理解しております。

今回の整理というものは、そのような複数の政策目標のバランスに配慮しつつも、競争、こちらはコンペティションの競争になりますけれども、競争の価値を認めるものと理解したいと思います。全体として異存はありません。ありがとうございます。

○山内座長

ありがとうございました。委員の方、よろしいでしょうかね。冒頭に私、電事連からのメモと言いました。ちょっと言い間違えました。電事連の木村オブザーバー、どうぞ発言ください。

○木村オブザーバー

これまでの議論を丁寧に取りまとめていただきました事務局の皆さまに感謝申し上げます。本日は、今後の検討にあたってのお願いについて2点ほどコメントさせていただければと思います。

まず1点目は、77ページにあります需要家の選択肢確保に向けた対応のところに、スタートアップ卸の課題の確認について記載されてございます。このスタートアップ卸は新規参入を促進していく措置ではございますが、ガスの小売市場が適切な競争が働く環境になっているのかどうかという観点で、これに限らず広くガスの卸取引の競争環境を確認いただければと思います。ガスの卸取引につきましては、ガス市場が適切な競争環境であるために非常に重要な要素でございます。53ページにスタートアップ卸の利用状況を書いておりますが、この4年間の問い合わせ件数、それから締結済み件数の伸びだけを見ますと、一定程度活用が進んでいるということではあります、なかなか評価は難しいのかなと思って見ておりました。77ページの今後の対応のところに、卸取引の運用面における課題と記載いただいておりますので、現行措置が十分に機能し得る運用となっているか、必要に応じて例えば交渉における両者の条件ですとか価格も含めてご確認いただき、適切な競争環境の整備につなげていただければと思います。

それから2点目でございます。47ページに、2017年の自由化以降の新規参入者が47者とございます。それから53ページの今ほど申し上げたスタートアップ卸の問い合わせ件数なども踏まえ、事業者によっては新規参入を躊躇している状況があるのではないかと見てとれます。昨年10月に、東京電力エナジーパートナーさまやENEOS Powerさまのプレゼンにもございました保安等の作業に向けた人員確保、これも障壁の1つではないかと思っております。需要家の選択肢確保のためにも、さまざまなサービスを持つ事業者が現在新規参入できていない障壁がないかも確認いただき、必要な制度的な手当をしていただければ幸いです。電気事業連合会からは以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。次は、東電EPの池田オブザーバーどうぞ。

○池田オブザーバー

東京電力エナジーパートナーの池田でございます。音声、聞こえておりますでしょうか。

○山内座長

はい、良好です。

○池田オブザーバー

はい。本日は弊社ガス事業部長、出口の代理として発言させていただきます。まず初めに、事務局におかれましては丁寧かつ幅広い整理をいただきまして、厚く御礼申し上げます。今後の再整理に向けて意見を申し上げます。

まず競争環境に関する課題の再整理において、今後カーボンニュートラルの議論が進む

からこそ、足元の議題について検証の深掘りをしていただきますよう強くお願いいたします。競争環境の土台が十分に整っていないまま新たな政策議論が進んでしまうと、事業者の現場で起きている課題を見落とし、結果的に都市ガス市場の持続性を損ないかねません。

資料 46 ページでは、新規参入促進の観点から卸取引の課題について確認が必要とされておりますが、併せて重要なのは既に参入した事業者が長く都市ガス事業を継続できる環境を確保することです。仮に競争に敗れて撤退するのであればまだしも、事業としての魅力度の低さゆえ退出が続くようなことがあると、健全な競争の前提が失われてしまいます。競合事業者が減少し、残った電力会社が電化に特化するような動きが強まれば、かねてからガス業界が指摘している電気やLPガスとの競争劣後が地方から進んでいくものと考えられます。カーボンニュートラル時代にあっても、健全な競争環境を維持するためにも、こうした足元の競争状況にこそ丁寧に目を配る必要があると考えます。

その上で、今後の再整理において特に重視していただきたいポイントは3点あります。第1に、地元ガス会社の経営基盤がしっかりしている大手事業者のエリアでは、電気事業を参考にした卸制度、すなわち自社小売部門に渡す社内取引価格等と同じ条件で新規参入者にも卸していただける環境の整備、もしくはそれに近いルールの採用を検討すべきことです。

第2に、地方ガスにおいては大手事業者からの卸取引と人的支援・技術的支援を切り離して、卸取引は単独で競争し、大手事業者の人的支援・技術的支援は卸元にかかわらず受けられる環境を整えることが不可欠です。

01 : 34 : 50

第3に、既存設備や人的リソースをより有効に活用し、各社が余計なリソース、コストを重複して負担することがないようにすることです。

今後の再整理に向けて、スタートアップ卸について課題感を持っていただいていることについて大変ありがたく思っております。しかしながら、スタートアップ卸の課題については、資料 77 ページにあるような利用上限量よりも、上限価格の設定方法に課題があると考えております。これまでの活用実績を踏まえると、制度が十分に機能しなかった可能性があります。単なるマイナーチェンジにとどめず、必要な見直しを含めてぜひ再整理を行っていただきたいと存じます。市場の健全性と競争環境の持続性を確保するため、引き続き丁寧な議論をお願いいたします。私からは以上です。ありがとうございました。

○山内座長

ありがとうございました。次は、日本ガス協会の早川オブザーバーどうぞ。

○早川オブザーバー

日本ガス協会の早川です。これまでのヒアリング、委員の皆さまの活発なご議論を含め

た事務局の取りまとめに感謝申し上げます。これについて、日本ガス協会としてコメントさせていただきます。

最初に全面自由化以降の状況についての認識です。競争環境につきましては、全面自由化以前より続く他エネルギーとの競争に加え、今では大手ガス事業者に匹敵する規模の事業者が出現するなど、都市ガス間の競争も着実に進展しております。このような新たな環境においても、安全・安心・安定的なエネルギー供給が都市ガス事業者の最大の使命であることは変わりありません。この点、各事業者がそれぞれの責任区分に応じた各種取組を進めてきたことにより都市ガスでは需給逼迫は生じておらず、また中立性の確保や災害対応における連携についても特段の問題は生じていないと認識しております。

一方で、今後は事務局資料にもありますとおり、将来的な人口減少による担い手不足や足元における物価等の上昇など、全面自由化時には想定されていなかった新たな課題への対応が求められておりますので、持続的な安定供給を支える健全な体制や財務基盤の維持に向けた対応についてご議論いただくことを期待しております。

また都市ガスのカーボンニュートラル化に向けては、これまでのヒアリングにて複数の委員からご意見いただき、また今日もたくさんご意見ありましたけれども、まずは足元から着実にCO<sub>2</sub>削減に貢献する重要な手段として燃料転換を位置付けていただき、さらに推進することが重要であると考えております。その上で、2050年の全国大でのカーボンニュートラル化に向けた環境整備についてご議論いただくことを期待しております。

これらの新たな課題に向けた取組を進めていくに当たっては、全ての事業者がそれぞれの規模、技術力等に応じて、都市ガスの需要開拓、燃料転換、そしてカーボンニュートラル化に取組を推進することが、健全な競争と需要家の選択肢確保につながるものと考えております。

今後の検討に当たりまして、これまでのヒアリングにて委員からもご指摘がありましたとおり、チェリーピッキングにならないよう、事業者の努力とその成果が反映される制度となるようご議論を進めていただければと思います。私からは以上です。

○山内座長

ありがとうございました。次は、電力・ガス取引監視等委員会の田上オブザーバー、どうぞ。

○田上オブザーバー

ありがとうございます。電取事務局の田上です。まず本日頂いたご意見や検証に関する意見の内容で、電取として個別に対応を進めている案件や、また電取に対して期待をしていただいている項目を頂いたと認識しています。

例えば原委員のほうからもありました事業者の方からの丁寧な情報提供、これもしっかりとやっていく課題だと認識しております。また松平委員のほうからありましたあっせん、

仲裁に関して、1回目の時にもお話ししましたが、これまで事例としては無いのですがご相談の件数は幾つかありまして、こちらは相手方の応諾が必要なものですから、こちらについてもないから、そういうわけではなくて、あっせん、仲裁に至っていないところで何か問題がないかということはいささか考えていきたいと思っております。以上です。

○山内座長

ありがとうございました。ほかにご発言をご希望の方はいらっしゃいますか。よろしいですか。ありがとうございました。

それでは事務局迫田室長から、ご意見、ご質問等に対するお答えを。失礼しました。その前に、最初に言いましたけれども、ご意見頂いた小野さんですか、ご紹介いただければと思います。

○迫田ガス市場整備室長

それでは、本日ご欠席の日本経済団体連合会の小野さまよりご意見の提出がございましたので、読み上げさせていただきます。

01：40：01

本日は所要につき会議に参加できないため、以下のとおり意見を提出いたします。(1) 国際情勢変化を踏まえた今後のガス政策検討の視点。ロシアによるウクライナ侵攻を契機に世界の天然ガス需給構造は大きく変化し、調達環境の不確実性や競争が高まっている。そうした中、わが国としても天然ガスを最大限活用していく方向性のダウンサイドにも十分留意した対応を進める必要がある。

本ワーキンググループの今後の議論においては、わが国として天然ガス依存の比重を一層高めていく中で、エネルギー政策のS+3Eに支障を来すことがないか、常に立ち返り、個別論点に関する具体的な検討を進めていただきたい。

(2) ガス料金に関する考え方。ガスシステムが目指すべき方向性が、①安定供給の確保、②需要家の選択肢の確保、③都市ガスのカーボンニュートラル化の3点に整理いただいたものの、この整理では前回のガスシステム改革で掲げられた4つの目的のうち、「ガス料金を最大限抑制」が外れたように受け止められることを懸念する。ガス料金の抑制は、3Eのバランス確保を実現する上で重要な政策課題であり、今後のガスシステムの在り方を検討するに当たって忘れてはならない視点である。

現下のコスト上昇や人材不足といった状況に適切に対応しつつ、わが国の産業競争力の維持、向上の観点から、常に各国と比べて遜色のないガス料金水準を目指すことを明確化していただきたい。以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました、ということで、ご意見、ご発言は以上ということになります

ので、迫田室長からご質問に対するお答えとかあるいはコメント、これをお願いしたいと思えます。

#### ○迫田ガス市場整備室長

本日は委員の皆さま、オブザーバーの皆さまにおかれましては、お忙しい中ご参加いただき、そして貴重なご意見を賜りましてありがとうございます。

まず本日は、議論の方向性ということで平野委員から 77 ページの構造について大きくご意見いただいたところでございます。われわれ事務局の中でも、まずこの 3 つの柱の整理、そしてそれぞれの各論をどのような形で位置付けるのかというのは非常に悩んでいたところでございますし、説明の中でも申し上げましたように、それぞれが関係をしている、関連をしているというところもございまして、まさにこうした点は各論の中での議論をする中でしっかりと整理をしていくことができるのではないかと考えているところがございます。

その上で、委員の皆さまから頂いた点につきまして何点かコメントをさせていただきます。今回の整理の中でも、従来のガス事業に加えて新しいビジネスにどうつながるのかというご意見を田中委員から頂いております。また、澁谷委員からも新たな需要家の獲得、こうした観点も重要ではないかというご意見も頂いたところでございます。これまでの需要家のパイに限らずに広げていくという新しいところにどうチャレンジしていくのかということが、新たな自由な競争の中で求められていると理解をしているところでございまして、もちろんこのガスシステム改革が達成することの目的の 1 つではないかなと思っております。

そういう中で、新しく今回入れさせていただきました協創という視点なども活用しながら、何ができるのかということにチャレンジしていくということかなと思っております。

またカーボンニュートラルについても、その位置付けについても多くの委員からご意見を頂いたところでございまして。松村委員からもトランジションの位置付けであるとか、秋元委員からも脱炭素が強過ぎるのではないかとといったようなご意見を含めていただいております。また平野委員、田村委員からも燃料転換のコメントも頂いたところでございます。

事務局としましては、燃料転換については、1 の安定供給のところでは地域の面的な需要獲得に係る多様な関係者の連携というところを意識していたところで、若干読みにくいというか、ストレートには書いていないので分かりにくいところはあるのですけれども、こうしたところで新しい需要の獲得、燃料転換といったようなことがどう進められるのか。その際に先ほど申し上げましたさまざまな多様な主体の連携といったことが必要になってくるのではないかと考えているところでございますけれども、こうしたところをどのような形で議論するのかというのは、非常に重要な視点ではないかなと思っております。

さらにタイムフレーム、時間軸をどう考えるのかといったご意見についても多くのご意見を頂いたところでございます。こちらについても、今回はこのガスシステム改革の検証ということではありますけれども、今後どのような形で対応していくのかというのは、より詳細な枠組みや制度の作り込みをしていくということも必要になってくるかと思っておりますけれども、ご意見の中にもありましたように、この足元の社会情勢、世の中の動向、物価動向を見ると、早急に対応しなければならない課題ということもあるかと思っておりますので、その優先順位なども意識しながら整理をしていければと考えているところでございます。

また原委員からは需要家との関係ということで、情報提供であるとか消費者への過度な負担とならないようにといったご意見を頂いたところでございます。本日の委員のご意見の中でも、新しいことをチャレンジする中ではコストがかかる部分はあるということはありませんけれども、一方で忘れてならないのはやはり需要家との関係をどう捉えていくのかということでございますし、料金が自由な中においてはしっかりとそれを需要家に対してどのように説明していくのか、需要家にどうご理解をいただくのかということも、事業者としても求められていく重要な視点ではないかと考えているところでございます。

経団連からも料金の抑制という視点、どう取るのかというご意見を頂いているところでございますけれども、今回視点の中でも入れさせていただいておりますように、まず事業として持続的であるのかどうか、しっかりと需要家の方々に安定的にガスを供給することができるのかということがまず前提としてあるかと思っておりますし、それに当たっていかに協創を通じて新しいサービス、需要家にメリットがあるようなサービスが提供できるか、そして事業の効率性を追求していくのかということを検討していかなければならないということで、この安定供給と協創、これまでのコンペティションであるとか効率性、このバランスを取るということで、こちらは視点という形で位置付けさせていただいているところでございます。

これらを通じて、74ページに書かせていただいているような安定供給の実現であるとか、結果として需要家が、事業者が提供するサービスそして料金を受けることができるかということが重要なのかなと考えているところでございます。

本日は全体の方向感ということでございましたので、頂いたご意見を踏まえまして、来月以降、各論で改めてそれぞれの論点を提示させていただきたいと思っております。以上でございます。

#### ○山内座長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。今日いろいろご意見いただきましたけれども、全体的に方向性については皆さんのご反対はなく、この方向でということだったと思いますので、また次回以降、各論のところでも具体的なご意見を頂いて議論したいと思います。ありがとうございます。

それでは議題がもう一つありまして、2つ目の議題です。資料の4になりますが、経過

措置料金の関係ですね。これについて迫田室長からご説明をお願いいたします。

## ②経過措置料金規制の解除基準と都市ガス事業者の状況

### ○迫田ガス市場整備室長

それでは資料4に基づきまして、経過措置料金規制の解除基準と都市ガス事業者の状況ということで、本日は東邦ガスの経過措置料金の規制解除についてご議論させていただければと思っております。

まず1ページをご覧ください。経過措置料金規制の趣旨でございます。2017年の4月のガス小売全面自由化の目的の1つとしまして、小口需要に係る需要家の獲得競争に競争原理を導入することで、小売料金の低廉化などを通じた需要家利益の増進を図ることということがございました。

一方で、ほかのガス小売事業者やほかの燃料事業者との間に適正な競争関係が認められない場合には、いわゆる規制なき独占に陥るとすることも想定されますので、競争によって需要家の利益を増進することを見込むことができないということになってしまいます。

このため、小売全面自由化後におきましては、ガス小売事業者が設定する料金は自由であるということが原則としつつ、小売料金規制を存置するというにしましたものが経過措置料金ということになってございます。

この経過措置料金規制でございますけれども、指定事由がなくなると認める時には規制を解除するということになってございます。こちらは経過措置料金規制でありますけれども、現在措置されておりますのは4者ということになってございます。

それでは4ページをご覧ください。具体的な解除基準でございます。解除基準は4つございまして、この4つのいずれかに該当する場合に解除ができるということになっております。

またこの基準に該当する場合であっても、適正な競争関係が確保されていると認められない場合には解除を行わないということになっているものでございます。

まず1つ目の基準ですけれども、事業者の都市ガス利用率が50%以下であるということ。

2つ目は、直近3年間のフロー競争状況ということで、旧一般ガスみなしガス小売事業者の獲得件数の半数以上をほかの燃料事業者やほかのガス小売事業者が獲得している場合、十分な競争圧力が働いていると考えられるということでございます。こちらにつきましては、3年間の合計ベースで判断をするということになってございます。

3つ目ですけれども、ほかのガス小売事業者の販売量のシェアが10%以上ということでございます。

4つ目の基準ですけれども、小口料金の平均単価が3年連続下落をしているということ、それと経過措置料金の件数よりも自由化料金の件数が多いということ。この2つを満

たしている場合に、4番目の基準がクリアされるということになってございます。

9ページをご覧ください。本日も議論いただきたい事項ということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、ガス小売事業者が設定する料金は自由であることが原則ということになっておりますけれども、冒頭申し上げましたように、経過措置料金というものが設定されてきて、これらについても徐々に解除が進んできて、足元では4者になっているということでございます。

東京、大阪、東邦ガスの大手3社につきましては2020年に解除基準を満たしたということで、2020～21年に議論を行いまして、東京、大阪ガスは規制が解除されたところでございますけれども、東邦ガスにつきましてはガスの受注調整を行ったことによりまして公正取引委員会の立ち入り検査が行われたということで、当時解除を見送られた経緯がございます。

東邦ガスによる都市ガスの不正受注事案につきましては、業務改善計画のフォローアップが2025年9月に終了したところでございます。そのため10月31日に開催されました第3回次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会におきまして、改めて東邦ガスに係る競争状況を確認した上で、経過措置料金の解除可否に係る議論を行うということにされたところでございます。この議論につきましては、この小委員会におきましてもワーキングで議論を行うと。その上で小委員会に報告をするということにされたところでございます。

以上を受けまして、東邦ガスから報告された指定旧供給区域等の状況が改除基準を充足すると判断できるかについて、本日はご議論いただきたいということでございます。

それでは以降、各基準の充足状況についてご説明をさせていただきます。11ページをご覧ください。まず1つ目の都市ガス利用率が50%以下になっているかどうかでございますけれども、東邦ガスの都市ガス利用率につきましては50.6%ということで、この基準を満たしていないということでございます。

12ページをご覧ください。2つ目の直近3年間のフローの競争状況でございますけれども、こちらはまず東邦ガスにおける都市ガスの供給採用件数の半分、これをほかのガスの小売事業者、ほかの燃料の採用件数が上回っているかどうかでございますけれども、下の表にございますとおりに上回っているということが確認されているところでございます。

また、小売全面自由化に係る認知度についても、直近、当方のほうで委託事業を行いまして、その結果、60.8%ということで50%以上あるということが確認をされているということでございます。

13ページをご覧ください。ほかのガス事業者の販売量シェアが10%以上であるかどうかにつきましては、17.7%ということでこちらの基準を満たしているということでございます。

14ページをご覧ください。4つ目の基準でございますけれども、経過措置料金よりも自由化料金の件数が多いかということと、直近3年間の小売料金の平均単価が連続して下落しているかということでありますけれども、前者については経過措置料金よりも自由化料

金の件数が多いということを確認しているところでございます。一方で小売料金の状況でございませけれども、こちらについてはこの要件について満たしていないということでもございました。

以上、4つの要件の基準の充足状況についてご説明をさせていただきましたけれども、2020年当時にはこの4基準に加えて供給力が十分かについても確認をするということにされておりまして、そちらが15ページ以降に記載されているところでございます。

まず16ページですけれども、こちらは新規参入者の供給力があるかどうかということでもございまして、事務局のほうで各事業者の供給計画を確認して、供給力があるということをチェックできたところでございます。

18ページですけれども、こちらは東邦ガスによるコミットメントということでもございまして、大手3社の解除の議論が行われた際には、ほかのガス小売事業者が外部から調達する供給力を将来にわたって十分に確保することを含めまして、十分な供給力確保のために、競争上の観点から必要と考えられる事項につきまして監視等委員会に対して意見聴取を実施したところでございます。

監視等委員会におきまして議論を行った結果、当該旧一般ガスみなし小売事業者から業務委託や卸供給の依頼があった場合には、特別な理由がない限り断らないといったような回答がございまして、当時、東邦ガスを含む大手3社からそれぞれコミットメントが行われたところでございます。

さらに監視等委員会におきましては、このコミットメントの順守状況についてフォローアップを定期的実施しているところでございます。2025年8月にも24年度の卸取引を対象にフォローアップが行われているところでございますが、問題となる行為は確認されていないところでございました。

従いまして東邦ガスがコミットメントを守っているということを確認したことから、これをもってほかのガス小売事業に十分な供給余力があると判断してはどうかと考えているところでございます。

21ページでございます。以上、まとめたものでありますけれども、4つの基準につきましては、先ほどご説明させていただきましたように、2つ目と3つ目の基準について達成できているということでもございます。さらにこれに加えまして、適正な競争関係が確保されていると認められない事由がないかどうかもしっかりと確認しながら、総合的に判断するというようになっておりまして、これまでもパブリックコメントを行って最終的に判断するというようになっております。

従いまして、本件につきましてもこれまでと同様に、パブリックコメントの結果であるとか監視等委員会への意見聴取の結果を踏まえて、最終的には総合的に判断することとしてはどうかと考えております。

なお、仮に経過措置料金規制が解除されるということになった場合でも、解除の日から3年間は特別な事後監視を実施するというようになっておりまして、これによりまして需

要家利益の増進を図っていくということになってございます。

最後ですけれども、今後のスケジュールでございますけれども、本日ご議論いただいた後、こちらでご了解いただけましたら、パブリックコメントを2月21日までかけた上で、電力・ガス取引監視等委員会に意見聴取を行いまして、最終的に判断していくという段取りで進めていきたいと考えているところでございます。資料4の説明は以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。ということで、議題の2、内容的には東邦ガスの経過措置料金規制の解除の問題であります。事務局、21ページにまとめていただいて、22ページのタイムスケジュールでどうかということでもあります。これについてのご意見を伺いたいと思います。どなたかいらっしゃいますか。

○田上オブザーバー

ちょっと一言だけ。

○山内座長

それでは田上オブザーバー。

○田上オブザーバー

監視等委事務局の田上です。一言だけ申し上げたいと思います。東邦ガスによる都市ガスの不正受注事案に対しては、2024年の8月に業務改善計画が提出された後、担当課長のほうで本社に出向きまして、社長、役員だけではなくて一般職員も含めてヒアリングを行い、不正受注事案の再発防止策などによりコンプライアンス意識が向上したことを確認して、監視等委による業務改善計画のフォローアップを2025年の9月に終了しております。

また監視等委は、2021年2月に東京ガス、大阪ガス、東邦ガスがそれぞれ表明したガス卸に関するコミットメントの順守状況に関するフォローアップを定期的に順守してまいりまして、これまで4回実施しております。今回、経過措置料金の解除に関する検討の対象となっております東邦ガスにつきましては、これまでのフォローアップにおいて問題となる行為は確認されていなかったと判断しております。

仮に東邦ガスの規制料金が解除されたとしても、引き続きフォローアップを実施し、問題となる行為が確認された場合には改善を求め、指導等を行ってまいります。また解除後3年間は、東邦ガスの小売料金の水準につきまして合理的でない値上げが行われないよう特別な事後監視を実施してまいります。以上です。

○山内座長

ありがとうございました。監視等委員会からもこのようなコメントを頂きました。よろしゅうございますかね。ありがとうございました。それでは特に異論はないということでございますので、事務局においては先ほどお示しいただきました今後の手続きを進めていただければと思います。以上となります。

本日は、さまざまなご意見を頂きましてありがとうございました。最後に今後の予定について、事務局からお願いいたします。

○迫田ガス市場整備室長

すみません、冒頭、先ほどの資料表示で、22 ページのスライドがちょっと表示できておらず大変失礼いたしました。ホームページ上では掲載されているということを確認されたところですので、そちらをご確認いただければと思います。

次回の議題でございますけれども、本日の議題を踏まえて整理させていただきたいと思っております。日程については改めてお示しさせていただきたいと思っております。

### 3. 閉会

○山内座長

ありがとうございました。それでは、第6回の本日ワーキングはこれにて閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

02 : 03 : 48